

# 経 済 産 業 省

平成24・01・10商局第1号

平成24年1月13日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 豊永 厚志

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（平成22・08・20商局第1号）の一部を別紙  
の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成24年1月13日から適用する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 新旧対照表 (技術基準とけ込み)

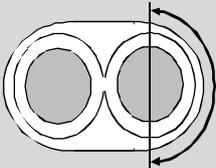
延長コードセット

別表第四 配線器具

1 共通の事項

改正	現行
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 部品及び附属品	(3) 部品及び附属品
イ～ホ (略)	イ～ホ (略)
ト 変圧器及び電圧調整器は、別表第六1(1)(リを除く。)並びに(2)イ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、ヌ、タ、ツ及びネに規定する技術上の基準に適合すること。	ト 変圧器及び電圧調整器は、別表第六1(1)(リを除く。)並びに(2)イ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、ヌ、タ、ツ及びネに規定する技術上の基準に適合すること。
チ (略)	チ (略)
(4)～(5) (略)	(4)～(5) (略)

6 接続器 (ライティングダクトを除く。)

改正	現行
(1) 構造	(1) 構造
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
ニ 差し込み接続器にあつては、次に適合すること。	ニ 差し込み接続器にあつては、次に適合すること。
(イ)及び(ロ) (略)	(イ)及び(ロ) (略)
(ハ) (略)	(ハ) 中性極又は接地側極を有するものにあつては、接地側である旨の表示を、接地極を有するものにあつては、アース用である旨の表示を、その極に接続する端子の近傍に容易に消えない方法で付すこと。
【解釈】 1 「端子の近傍」とは、刃又は刃受け穴の近傍を含む。 2 「接地側である旨」の表示はN又はWとする。 3 「接地極」の表示は、保護アース、保護接地、PEの文字若しくは●の記号をもつて表示することをいう。ただし、接地、接地端子、アース、E、G等の文字若しくは■等の記号は、当分の間使用することができる。 4 一体形成のものにあつては、刃及びその極に接続された電線又は、刃受け穴の近傍及びその極に接続された電線に表示を付すこと。ただし、延長コードセットの電線にあつては、この限りではない。	【解釈】 1 「端子の近傍」とは、刃又は刃受け穴の近傍を含む。 2 「接地側である旨」の表示はN又はWとする。 3 「接地極」の表示は、保護アース、保護接地、PEの文字若しくは●の記号をもつて表示することをいう。ただし、接地、接地端子、アース、E、G等の文字若しくは■等の記号は、当分の間使用することができる。 4 一体形成のものにあつては、刃及びその極に接続された電線又は、刃受け穴の近傍及びその極に接続された電線に表示を付すこと。
※解釈中、● =  =  の記号です。	※解釈中、● =  =  の記号です。
(二)～(ヌ) (略)	(二)～(ヌ) (略)
ホ～チ (略)	ホ～チ (略)
リ 延長コードセットにあつては、次に適合すること。	
(イ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード又は別表第一に規定する技術上の基準に適合する同表(6)イ(ロ) aの表に掲げるコード(単心コード及び二重被覆のコードを除く。)であつて、保護被覆を施したものであること。	
【解釈】 1 「保護被覆」を施したものは、厚さが最低0.2mm以上、最大0.5mm以下、平均が0.3mm以上のものをいう。 2 保護被覆を取り去ったときに、別表第一に規定する技術基準に適合すること。保護被覆の厚さの測定は、下図の矢印の範囲内で行う。	(新設)
	

(ロ) マルチタップ、コードコネクタボディ及び差し込みプラグの寸法は別表第四 6 (1) ニ (ホ) a に規定するものとする。

(ハ) マルチタップ又はコードコネクタボディの極数、差し込みプラグの極数及び電源電線の線心数が等しくなるように構成すること。ただし、2極の差し込みプラグ、マルチタップ又はコードコネクタボディにアースリード線又は外部アース端子が付いたものにあつては極数を3とみなす。

(ニ) 電線と一体成型された差し込みプラグにあつては、主絶縁材料は次に適合すること。

a コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であつて、その栓刃(接地極を除く。)に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが400以上であること。

b 栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を温度850℃で行つたとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-3(2004)に規定するグローワイヤ着火温度が875℃レベル以上の材料は、この限りでない。

c 差し込みプラグの外郭が塩化ビニル混合物のものにあつては、栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料には熱硬化性樹脂を使用すること。

(ホ) 電線の接続部であつて、コードかしめ部、コードはんだ付部、圧着かしめ部及びねじの先端で押し締めるものにあつては、電線を接続した端子に定格電流の1.2倍に相当する電流を45分間通電し、45分間休止する操作を125回繰り返したとき、25回目の通電の終りと125回目の通電の終りの温度差が8℃を超えないこと。

(ヘ) 延長コードセットの器体には、容易に消えない方法で安全に接続することができる最大の電力又は定格電流の値を表示してあること。

**【解釈】**

「安全に接続することができる最大の電力」とは、定格電流が15Aで定格電圧が125Vの場合は1500W、定格電流が20Aで定格電圧が125Vの場合は2000W、定格電流が15Aで定格電圧が250Vの場合は3000W、定格電流が20Aで定格電圧が250Vの場合は4000Wをいう。

(新設)

**(2) 定格**

イ～ハ (略)

ニ 延長コードセットの定格電流は15A又は20Aとし、かつ、定格電流とマルチタップ又はコードコネクタボディ及び差し込みプラグの定格電流と等しくなるように構成すること。

ホ 延長コードセットの定格電圧は125V又は250Vとし、かつ、定格電圧とマルチタップ又はコードコネクタボディ及び差し込みプラグの定格電圧と等しくなるように構成すること。

**(2) 定格**

イ～ハ (略)

**(3) 性能**

(略)

**(3) 性能**

(略)

別表第八 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具

(中略)

改正	現 行
2 (86)電気スタンド	
<p>イ 構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p> <p>(ニ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(電球、けい光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプを除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。</p> <p>(略)</p> <p>(ヘ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 放電灯用安定器(安定器として使用する変圧器を含む。)であつて、2次電圧が300Vを超えるものにあつては、絶縁変圧器であること。ただし、放電管を取り外したとき及び出力端子のいずれか1を大地との間に接続したとき、2次電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下になるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) けい光ランプスタンドにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006 <math>\mu</math>F以上0.5 <math>\mu</math>F以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006 <math>\mu</math>F以上0.01 <math>\mu</math>F以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。</p> <p>(ハ) ソケットの取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p> <p>(ニ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(電球又はけい光ランプを除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。</p> <p>(ホ) パルス電圧を発生するものにあつては、点灯状態及び不点灯状態(放電管を2以上有するものにあつては、その任意の放電管を不点灯の状態にする場合を含む。)において、電源側に重畳するパルス電圧は、定格入力電圧の200%以下であり、かつ、そのパルス幅は、5ms以下であること。</p>
<p>【解釈】</p> <p>1 次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。</p> <p>(1) 足元を照らす目的のもの</p> <p>(2) 舞台又はスタジオ照明用のもの(ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。)</p> <p>(3) 表示灯</p> <p>(4) 常夜灯</p> <p>(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの</p> <p>2 次に掲げるものは、「光出力は、ちらつきを感じないもの」とみなす。</p> <p>(1) 出力に欠落部(光出力のピーク値の5%以下の部分)がなく、繰り返し周波数が100Hz以上であるもの。</p> <p>(2) 光出力の繰り返し周波数が500Hz以上であるもの。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(ト) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p> <p>【解釈】</p> <p>次に掲げる(1)及び(2)を満たすものにあつては、「供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。</p> <p>(1) 次の試験を行ったとき、炎、煙、又は可燃性ガスが発生してはならない。入力電圧を調整し、入力電圧を定格値の150%まで増加させ、温度が安定状態になった後、15分間継続させる。入力電圧を定格値の150%まで増加させることができないう場合は、入力電圧又は入力電流を定格値の150%まで増加させる。ただし、保護装置又は保護回路により入力電圧が制限される場合は、制限された電圧値まで増加させる(サージアップローパー等を有するものは、試験中サージアップローパーを回路から取り外して試験を行うことができる。)。電解コンデンサの安全弁動作による電解液の霧状噴出は、発煙とはみなさない。照明器具の部品から発生するガスが可燃性かどうかは、高周波火花発生器によって試験する。</p> <p>(2) 電源回路の充電部を感電から保護する照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路部分の囲いは、金属又はJIS C 60695-2-11(2004)若しくはJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度650°Cで行つたとき、これに適合する材料、又はJIS C 60695-2-13(2004)に従つたグローワイヤ着火温度が675°Cレベル以上の材料で構成されていること。ただし、照明器具外郭において、透光性を有する部分で照明器具の光学特性上やむを得ない部分についてはこの限りでない。</p>	<p>(新設)</p>

<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 絶縁性能</p> <p>附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、<u>入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセツトし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</u></p> <table border="1" data-bbox="161 506 646 629"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td><del>アスベスト口金のもの</del></td> <td><del>230</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="919 506 1420 622"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 熱変形</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>																				
<p>ホ 異常温度上昇</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>d エル・イー・ディー・電気スタンドであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ホ 異常温度上昇</p> <p>(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>a 卓上形のものにあつては、試験品を横転させた状態で、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。</p> <p>b 蛍光灯スタンドであつて予熱始動式のものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。</p> <p>c 白熱電灯スタンドであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物がでないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。</p> <p>c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、蛍光灯スタンドにあつては1MΩ以上、その他のものにあつては0.1MΩ以上であること。</p>																				
<p>ヘ 自在性能</p> <p>(略)</p>	<p>ヘ 自在性能</p> <p>自在型のものにあつては、可動範囲においてそれぞれ5秒間に1回の割合で1,000回(可撓管の部分にあつては100回とし、往復で1回とする。)折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。</p>																				
<p>ト 機械的強度</p> <p>(略)</p>	<p>ト 機械的強度</p> <p>卓上形のものにあつては、附表第五2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>																				

2 (86の3)充電式携帯電灯	
イ 構造 (イ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。	
【解釈】 1 ストロブスコープ効果などの特殊効果を目的とするものは、「一般照明用に使用するエル・イー・ディーランプ」には含まない。 2 別表第八2(86)イ(ハ)の解釈2に同じ。	(新設)
(ロ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。	
【解釈】 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。	(新設)
ロ 絶縁性能 附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。	イ 絶縁性能 附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。
ハ 平常温度上昇 充電した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。	ロ 平常温度上昇 充電した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧を加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。
ニ 機械的強度 附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。	ハ 機械的強度 附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。
2 (86の4)ハンドランプ	
イ 構造 (イ) (略) (ロ) (略) (ハ) (略) (ニ) (略)	イ 構造 (イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。  (ロ) けい光灯を使用するものにあつては、適当な箇所に静電容量が $0.006\mu\text{F}$ 以上 $0.5\mu\text{F}$ 以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、 $0.006\mu\text{F}$ 以上 $0.01\mu\text{F}$ 以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。  (ハ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{mm}^2$ 以上のものであること。  (ニ) 器体の外部に金属が露出していないもの、二重絶縁構造のもの又は電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものであること。
(ホ) 光源を保護するためのグローブ、照明カバー等を有すること。	(ホ) 電球を保護するためのグローブ、照明カバー等を有すること。
(ヘ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。	(ヘ) ソケットの取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。
(ト) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。	
【解釈】 別表第八2(86の3)イ(イ)の解釈に同じ。	(新設)

<p>(チ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p>																					
<p><b>【解釈】</b> 別表第ハ2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	(新設)																				
<p>□ 絶縁性能  (略)</p>	<p>□ 絶縁性能 屋外用のものにあつては附表第三1、2及び3の試験を、その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇 通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所のうち反射笠、グローブ、照明カバー等及び光源に近接する部分を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="172 779 683 896"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230	<p>ハ 平常温度上昇 入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所のうち反射笠、グローブ、照明カバー等及び光源に近接する部分を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="895 779 1393 896"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 異常温度上昇  (略)</p> <p>(イ) 試験条件  (略)</p> <p>c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準  (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 異常温度上昇  (イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ)試験条件 a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式のものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。 b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(ロ) 基準 a 器体の外部に炎又は熔融した絶縁性充てん物が出ないこと。 b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。 c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。</p>																				
<p>ホ 熱変形  (略)</p>	<p>ホ 熱変形 ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>																				

<p>へ 耐熱衝撃性</p> <p>(略)</p>	<p>へ 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては、ハに規定する試験状態のままで、周囲温度より10K低い温度(4℃以下の場合は、4℃とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。</p>
<p>ト 機械的強度</p> <p>(略)</p>	<p>ト 機械的強度</p> <p>附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p>チ 二重絶縁構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 光源取付け部にあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>チ 二重絶縁構造</p> <p>二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。</p> <p>(イ) 通常の使用状態において、開口部から水が浸入するおそれのないこと。ただし、充電部及び基礎絶縁が施された部分に水が浸入するおそれのない構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) ランプのソケットにあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(ハ) 端子台の充電部には、絶縁性の保護カバーを設けてあること。</p> <p>(ニ) 電線接続部にハンドルが近接している場合は、ハンドルが絶縁物製であり、その厚さが、合成樹脂の場合は2mm以上、ゴムの場合は4mm以上であること。</p>

(86の5)白熱電球、(86の6)蛍光ランプ(略)※改正なし

<p>2 (86の6の2)エル・イー・ディー・ランプ</p>	
<p>イ 構造</p> <p>(イ) 口金等の導電部は、銅又は銅合金であること。</p> <p>(ロ) 口金のかん合部の寸法は、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。</p> <p>(ハ) コンデンサーを有するものにあつては、電源を遮断したときに、口金の異極充電部間の電圧は1秒後において、45V以下であること。ただし、口金の異極充電部から見た回路の総合静電容量が0.1μF以下であるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>(ニ) 一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 次に掲げるものは「一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプ」には含まない。  (1) ストロブスコープ効果などの特殊効果を目的とするもの  (2) 一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの</p> <p>2 別表第八2(86)イ(へ)の解釈2に同じ。</p> <p>(ホ) 供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p>	<p>(新設)</p>

【解釈】

次に掲げる(1)及び(2)を満たすものにあつては、「供用期間中、発煙、発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。

(1) 次の試験を行ったとき、炎、煙、又は可燃性ガスが発生してはならない。入力電圧を調整し、入力電圧を定格値の150%まで増加させ、温度が安定状態になった後、15分間継続させる。入力電圧を定格値の150%まで増加させることができない場合は、入力電圧又は入力電流を定格値の150%まで増加させる。ただし、保護装置又は保護回路により入力電圧が制限される場合は、制限された電力値まで増加させる(サージアブソーバー等を有するものは、試験中サージアブソーバーを回路から取り外して試験を行うことができる。)。なお、電解コンデンサの安全弁動作による電解液の霧状噴出は、発煙とはみなさない。ランプの部品から発生するガスが可燃性かどうかは、高周波火花発生器によって試験する。

(2) 電源回路の充電部を感電から保護するランプ外郭又はランプ内部に設けた電源回路部分の囲いは、金属又はJIS C 60695-2-11(2004)若しくはJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度650℃で行つたとき、これに適合する材料、又はJIS C 60695-2-13(2004)に従つたグローワイヤ着火温度が675℃レベル以上の材料で構成されていること、ただし、ランプ外郭において、透光性を有する部分でランプの光学特性上やむを得ない部分についてはこの限りでない。

(新設)

ロ 絶縁性能

附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 口金の接着強さ

(イ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ピン根元とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の種類及び大きさ		ねじりモーメント (Nm)
ピンが2	G X 5 3	3
本のもの	B 2 2 d	3

(ロ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ねじ部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の大きさ	ねじりモーメント (Nm)
E 1 1	0. 8
E 1 2	0. 8
E 1 4	1. 1 5
E 1 7	1. 5
E 2 6	3

(86の7) 白熱電灯器具及び放電灯器具(中略)

ニ 平常温度上昇

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

ニ 平常温度上昇

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

2 (86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。

(ロ) グローブ、カバー等を有するものにあつては、器体の内部に虫、じんあい等が侵入し難い構造であること。

(ハ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又は緩み止めを施すこと。

(ニ) ブルスイッチを有するものにあつては、引きひもを操作することによりブルスイッチが破損せず、かつ、絶縁距離が附表第二に掲げる値以下にならない構造であること。

(ホ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(エル・イー・ディーランプを除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ト) 器具の質量が3kgを超えるものにあつては、電源電線でつり下げる構造のものでないこと。ただし、器具の補強索等により機械的強度を強化した電源電線を使用するものにあつては、この限りでない。

(チ) 器具の重さが5kgを超えるものにあつては、ローゼットの電氣的接続部に荷重が加わらないこと。

(リ) つり下げ型のものにおいては、引きひも取付け部及び引きひもは、次に適合すること。

a 器具を通常の使用状態に取り付け、引きひも取付け部に70Nの引張荷重を1分間加えたとき、これに耐えること。

b aの試験の後、引きひもの先端に50Nの引張荷重を1分間加えたとき、引きひもは切断せず、かつ、150Nの引張荷重を加えたとき、引きひもは切断すること。

c a及びbの試験の後、器体に異状が生じないこと。

(ヌ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

#### 【解釈】

1 次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。

(1) 足元を照らす目的のもの

(2) 舞台又はスタジオ照明用のもの(ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。)

(3) 表示灯

(4) 常夜灯

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの

(6) 地中埋込用のもの

(7) 水中照明用のもの

(8) 陳列物照射用のもの

2 別表第八2(86)イ(ヘ)の解釈2に同じ。

(新設)

(ル) 供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

<p>【解説】</p> <p>別表第八2(86)イ(ト)の解説に同じ。</p>	(新設)								
<p>ロ 絶縁性能</p> <p>屋外用のものにあつては附表第三1, 2及び3の試験を, その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき, これに適合すること。</p>									
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において, 入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力最大となる位置にセットし, 入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま, 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え, 各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は, 附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては, 光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠, グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下, 次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="151 577 746 689"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において, 基準周囲温度は, 30°Cとする。 2 温度の測定は, 熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(°C)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	
測定箇所		温度(°C)							
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170							
	メカニカル口金のもの	230							
<p>ニ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験条件を8時間継続したとき, 器具の各部に変形, 変質等の異状が生じないこと。</p>									
<p>ホ 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては, ハに規定する試験状態のままで, 周囲温度より10K低い温度(4°C以下の場合, 4°Cとする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき, 各部に異状が生じないこと。</p>									
<p>ヘ 機械的強度</p> <p>つり下げ型のものにおいては, 試験品を通常の使用状態に取り付け, 次の(イ)及び(ロ)に掲げる試験を行ったとき, 各部にひび, 割れその他の異状が生ぜず, かつ, 電源電線で器具をつり下げる構造のものにあつては, 電源電線の接続端子に張力が加わらないこと。</p> <p>(イ) 器具の質量の4倍の値(器具の質量の4倍の値が8kg未満のものにあつては8kgの値)に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1時間加えること。</p> <p>(ロ) 引きひもを有するものであつて器具の質量が5kg未満のものにあつては, 器具の質量の値に15kgを加えた値に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1分間加えること。</p>									
<p>2 (86)8) 広告灯</p>									
<p>イ 構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 屋外用のものにあつては, 防水構造であること。</p> <p>(ロ) 屋外用のものにあつては, アース機構を設けてあること。ただし, 器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては, この限りでない。</p> <p>(ハ) 屋外用のものであつて, 人が踏むおそれのある場所で使用するものにあつては, 電源電線は, 別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて, その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p>								

(二) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

**【解釈】**  
別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。

(新設)

ロ 絶縁性能  
(略)

ロ 絶縁性能  
屋外用のものにあつては附表第三1、2及び3の試験を、その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 平常温度上昇  
通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

ハ 平常温度上昇  
通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

ニ 異常温度上昇  
(略)

(イ) 試験条件  
(略)

c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

(ロ) 基準  
(略)

ニ 異常温度上昇  
(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。

(イ) 試験条件  
a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式のものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。  
b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。

(ロ) 基準  
a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。  
b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。  
c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。

ホ 耐熱衝撃性  
(略)

ホ 耐熱衝撃性  
屋外用のものにあつては、ハに規定する試験状態を継続し、周囲温度より10K低い温度(4℃以下の場合は、4℃とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。

2 (87) 庭園灯器具

イ 構造

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(ハ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

**【解釈】**  
別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。

ロ 絶縁性能

(略)

ハ 平常温度上昇

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間において各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

ニ 異常温度上昇

(略)

(イ) 試験条件

(略)

(略)

イ 構造

(イ) 水がかかるおそれのある点滅器、開閉器および接続器は、防水構造であること。

(ロ) グローブ、カバー等を有するものにあつては、器体の内部に虫、じんあい等が侵入し難い構造であること。

(ハ) けい光灯を使用するものにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006 $\mu$ F以上0.5 $\mu$ F以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006 $\mu$ F以上0.01 $\mu$ F以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。

(ニ) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。

(ホ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(新設)

ロ 絶縁性能

附表第三1、2及び3の試験を行つたとき、これに適合すること。

ハ 平常温度上昇

入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間において各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

ニ 異常温度上昇

(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなったときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。

(イ) 試験条件

a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式のものであつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスタータを短絡すること。

b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。

<p>c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160°C(基準周囲温度は、30°Cとする。)以下であること。</p> <p>c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。</p>
<p>ホ 熱変形</p> <p>(略)</p>	<p>ホ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>
<p>ヘ 耐熱衝撃性</p> <p>(略)</p>	<p>ヘ 耐熱衝撃性</p> <p>グローブ、カバー等を有するものにあつては、ハに規定する試験状態を継続し、周囲温度より10K低い温度(4°C以下の場合は、4°Cとする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向からグローブ、カバー等に降雨状態において一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。</p>
<p>ト 二重絶縁構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 光源取付け部にあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(略)</p>	<p>ト 二重絶縁構造</p> <p>二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。</p> <p>(イ) 通常の使用状態において、開口部から水が浸入するおそれのないこと。ただし、充電部及び基礎絶縁が施された部分に水が浸入するおそれのない構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) ランプのソケットにあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(ハ) 端子台の充電部には、絶縁性の保護カバーを設けてあること。</p>
<p>2 (88) 装飾用電灯器具</p>	
<p>イ 構造</p> <p>(イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線(器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。)は、次に適合すること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 電源電線及び電球相互間を接続する電線(器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。)は、次に適合すること。</p> <p>a 屋内用のものにあつては、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は0.75mm<sup>2</sup>以上とし、差し込みプラグ(定格遮断電流が500A以上であつて定格電流が3A以下のヒューズを有するものに限る。)に附属する電線であつて、その長さが2m以下のものにあつては、その断面積は0.5mm<sup>2</sup>以上とすることができる。</p> <p>b 屋外用のものにあつては、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>(ロ) ソケットのボディと口金とは、確実に取り付けてあること。</p>

<p>(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数及び光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。</p> <p>(二) 電源電線及び光源相互間を接続する電線を器体の外方に向かつて器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30N、クリスマスツリー用のものであつて屋内で使用するつり下げ形のもの若しくはツリー付きのものにあつては10Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かつて電源電線又は光源相互間を接続する電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線又は光源相互間を接続する電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(ヘ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p>	<p>(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。</p> <p>a 別表第四6(1)ニ(ホ)aに規定する接続器がかん合しないものであること。</p> <p>b 受口の数、1であること。</p> <p>c キャップ等のふたを有すること。</p> <p>d 送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により接続できる電球数、電球の種類、図示した電球の形状及び送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。</p> <p>(二) 電源電線及び電球相互間を接続する電線を器体の外方に向かつて器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30N、クリスマスツリー用のものであつて屋内で使用するつり下げ形のもの若しくはツリー付きのものにあつては10Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かつて電源電線又は電球相互間を接続する電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線又は電球相互間を接続する電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。</p> <p>(ホ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。</p>
<p>【解釈】</p> <p>別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(イ) 屋外用のものうち、つり下げ形のものにあつては電源電線及び光源相互間を接続する電線を直径50mmの金属製丸棒に巻き付け、その他のものにあつては器体に金属はくをすき間なくあて、通常の使用状態において、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態と一緒に(さし込みプラグの刃の部分を除く。)注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であり、かつ、充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げるもの以外のものであつて、光源に人が直接触れるおそれのあるものにあつては、ハに規定する試験の前後において、直径6mmの鋼球を充てんした容器の中に、試験品(差し込みプラグを有するものにあつては刃の部分、その他のものにあつては電源電線の先端の部分を除く。)を埋め込み、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と鋼球との間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であり、かつ、ハに規定する試験の直後に充電部と鋼球との間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(イ) 屋外用のものうち、つり下げ形のものにあつては電源電線及び電球相互間を接続する電線を直径50mmの金属製丸棒に巻き付け、その他のものにあつては器体に金属はくをすき間なくあて、通常の使用状態において、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態と一緒に(さし込みプラグの刃の部分を除く。)注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であり、かつ、充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げるもの以外のものであつて、電球に人が直接触れるおそれのあるものにあつては、ハに規定する試験の前後において、直径6mmの鋼球を充てんした容器の中に、試験品(差し込みプラグを有するものにあつては刃の部分、その他のものにあつては電源電線の先端の部分を除く。)を埋め込み、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と鋼球との間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であり、かつ、ハに規定する試験の直後に充電部と鋼球との間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもの以外のものにあつては、附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p>ハ 平常温度上昇</p>	<p>ハ 平常温度上昇</p>

<p>通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、人が直接触れるおそれのある光源の表面以外の部分に限る。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、人が直接触れるおそれのある光源の表面にあつては95℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。</p>	<p>通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、人が直接触れるおそれのある電球の表面以外の部分に限る。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、人が直接触れるおそれのある電球の表面にあつては95℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。</p>
<p>ニ 過電圧耐力</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 過電圧耐力</p> <p>定格周波数に等しい周波数の定格電圧の110%に等しい電圧を1時間連続して加えたとき、絶縁不良、短絡その他の異状が生じないこと。</p>
<p>ホ ヒューズの溶断特性</p> <p>(略)</p>	<p>ホ ヒューズの溶断特性</p> <p>ヒューズ電球のヒューズは、1Aの電流を通じた場合に、1分以内で溶断すること。</p>
<p>ヘ 熱変形</p> <p>(略)</p>	<p>ヘ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>
<p>ト 耐熱衝撃性</p> <p>(略)</p>	<p>ト 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては、ハに規定する試験状態のままで、周囲温度より10K低い温度(4℃以下の場合、4℃とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方面から降雨状態で一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。</p>
<p>チ 機械的強度</p> <p>(略)</p>	<p>チ 機械的強度</p> <p>附表第五2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>

(中略)

<p>2 (107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具</p>	
<p>イ 構造</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 電灯付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。</p> <p>(ハ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 点滅器(電源を開閉するものに限る。)及び接続器は、別表第四(2)(2)へ(ロ)及び(ハ)を除く。)に規定する技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>(ロ) 白熱電灯又は放電灯付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。</p>
<p><b>【解釈】</b></p> <p>別表第八2(86)イ(へ)の解釈に同じ。</p>	<p>(新設)</p>

<p>(二) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p>	
<p><b>【解釈】</b> 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	(新設)
<p>□ 絶縁性能  (略)</p>	<p>□ 絶縁性能 附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p>ハ 平常温度上昇 通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。</p>	<p>ハ 平常温度上昇 通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。</p>

別表第九 リチウムイオン蓄電池

改正	現 行
<p><b>1 基本設計</b></p>	<p><b>1 基本設計</b></p>
<p>(1) 絶縁及び配線</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 内圧低下機構</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 温度又は電流の管理</p> <p>(略)</p> <p>(4) 端子接続部</p> <p>イ 組電池の外部表面に端子のプラス(+)及びマイナス(-)を明示し、又は誤接続のおそれのない構造とすること。</p>	<p>(1) 絶縁及び配線</p> <p>イ 正極端子と組電池外部に露出しており機器に装着した状態で人が触れるおそれのある金属表面(電氣的接触面及び電池の電極電位と同じ電位を持つ金属部分は除く。)との間の絶縁抵抗は、直流500Vにおいて5MΩ以上とすること。</p> <p>ロ 内部配線及びその絶縁は、予想される最大電流、最大電圧及び最大温度に十分に耐えるものとする。</p> <p>ハ 接続端子を有するものにあつては、端子間に適切な空間距離と沿面距離を保つような配線とすること。</p> <p>(2) 内圧低下機構</p> <p>イ 単電池及び組電池の容器は、内部の圧力を低下する機構を設けるように設計し、又は破裂若しくは発火を予防するために設定された数値若しくは割合に至つたときに、過剰な内部の圧力を低下するように設計すること。</p> <p>ロ 組電池の容器の内部において単電池が支持材で固定されている場合、支持材の種類及び支持の方法は、圧力低下を妨害せず、かつ、組電池が通常の作動において過熱を引き起こさないものでなければならない。</p> <p>(3) 温度又は電流の管理</p> <p>組電池を異常な温度上昇が発生しないように設計すること。ただし、充電時又は放電時に異常に温度が上昇した場合に、安全なレベルに制限するように組電池外に電流制限装置を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(4) 端子接続部</p> <p>イ 組電池の外部表面に端子のプラス(+)及びマイナス(-)を明示し、又は誤接続のおそれのない構造とすること。</p>
<p>【解釈】 「誤接続のおそれのない構造」とは、使用者(消費者)により交換を意図しないものであつて、リード線の色又は記号等により極性の識別ができるものを含む。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 組電池への単電池組込み</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 端子接続板を有するものにあつては、端子接続板は予想される最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状とすること。</p> <p>ハ 端子接続板を有するものにあつては、端子接続板の表面は十分な機械的特性及び耐腐食性を備えた導電材料によつて構成すること。また、端子接続板は、短絡の危険を最小化できるように配置すること。</p> <p>(5) 組電池への単電池組込み</p> <p>電池ブロックを直列接続する組電池にあつては、電池ブロックが同等の容量になるように単電池を組み込み、転極が起こらないように設計すること。ただし、転極が起こらないよう機器又は組電池に制御機構を設けている場合はこの限りでない。</p>

2 通常の使用における安全性	2 通常の使用における安全性
<p>(略)</p> <p>(1) 連続定電圧充電時の安全</p> <p>(略)</p> <p>(2) 運搬中の振動時の安全</p> <p>附表第一表2に掲げる条件で充電した単電池及び組電池(以下「充電単電池等」という。)は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。ただし、組電池であつて、はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機器に固定して用いられるものその他の特殊な構造のもの(以下「特殊な構造の組電池」という。)については、この限りでない。</p>	<p>次に掲げる試験にあつては、試験する単電池又は組電池の個数及び試験時の周囲温度は、附表第一表1による。ただし、これらの試験は、これと同等以上の試験方法とすることができる。また、組電池の構造の一部が変更された場合であつて、変更前の試験結果が代用できるものについては、改めて当該部分に係る試験を要しない。</p> <p>(1) 連続定電圧充電時の安全</p> <p>附表第一表2に掲げる条件で充電した単電池(以下「充電単電池」という。)は、同表に掲げる定電圧充電条件で、再度28日間充電を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。</p> <p>(2) 運搬中の振動時の安全</p> <p>附表第一表2に掲げる条件で充電した単電池及び組電池(以下「充電単電池等」という。)は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。</p>
<p>【解釈】 「特殊な構造の組電池」とは、使用者(消費者)により交換を意図しない組電池をいう(以下別表第九において同じ。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 高温下での組電池容器の安全</p> <p>附表第一表2の条件で充電した組電池(以下「充電組電池」という。)を、70±2℃の空気循環式オープンの中に7時間放置した後、当該空気循環式オープンから取り出し、当該組電池の容器の温度を20±5℃に戻したとき、当該容器に内容物の露出を引き起こす変形が起こらないこと。ただし、特殊な構造の組電池にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 温度変化時の安全</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 振動数は、10Hzから1Hz/分の割合で増加させ、55Hzに到達した後、1Hz/分の割合で減少させ、10Hzに到達したことを確認すること。</p> <p>ハ 互いに直角な三方向(X軸、Y軸、Z軸)のそれぞれの振動の方向で、振動数の全範囲(10Hz～55Hz)を90±5分間試験する。</p> <p>ニ 互いに直角な三方向(X軸、Y軸、Z軸)のそれぞれについて、イからハまでの条件に基づき、次の順序に従つて振動させること。ただし、第2段階から第4段階までの順序を入れ替えて試験を行つてもよい。</p> <p>(3) 高温下での組電池容器の安全</p> <p>附表第一表2の条件で充電した組電池(以下「充電組電池」という。)を、70±2℃の空気循環式オープンの中に7時間放置した後、当該空気循環式オープンから取り出し、当該組電池の容器の温度を20±5℃に戻したとき、当該容器に内容物の露出を引き起こす変形が起こらないこと。</p> <p>(4) 温度変化時の安全</p> <p>充電単電池等は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。</p> <p>イ 充電単電池等を恒温槽に放置する。</p> <p>ロ 恒温槽内の温度、放置時間及び試験手順。</p>

3 予見可能な誤使用における安全性	3 予見可能な誤使用における安全性
(略)	次に掲げる試験にあつては、試験する単電池又は組電池の個数及び試験時の周囲温度は、附表第一表1による。ただし、これらの試験は、これと同等以上の試験方法とすることができる。また、組電池の構造の一部が変更された場合であつて、変更前の試験結果が代用できるものについては、改めて当該部分に係る試験を要しない。
(1) 外部短絡時の安全  (略)	(1) 外部短絡時の安全  次のイ及びロに適合すること。  イ 充電単電池を、周囲温度が $55 \pm 5^\circ\text{C}$ の環境に放置し、正極端子及び負極端子を合計 $80 \pm 20\text{m}\Omega$ の外部抵抗に接続して短絡させた状態で、24時間又は充電単電池の表面の温度と周囲温度との差がその最大値の20%以下になるまでのいずれか短い間放置したとき、発火又は破裂しないこと。
ロ 充電組電池を、周囲温度が $20 \pm 5^\circ\text{C}$ の環境に放置し、正極端子及び負極端子を合計 $80 \pm 20\text{m}\Omega$ の外部抵抗に接続して短絡させた状態で、24時間又は組電池容器の温度と周囲温度との差がその最大値の20%以下となるまでのいずれか短い間(保護素子又は保護回路が組み込まれているものであつて、電流が停止した場合にあつては、電流が停止してから1時間を経過するまでの間)放置したとき、発火又は破裂しないこと。ただし、特殊な構造の組電池にあつては、この限りでない。	ロ 充電組電池を、周囲温度が $20 \pm 5^\circ\text{C}$ の環境に放置し、正極端子及び負極端子を合計 $80 \pm 20\text{m}\Omega$ の外部抵抗に接続して短絡させた状態で、24時間又は組電池容器の温度と周囲温度との差がその最大値の20%以下となるまでのいずれか短い間(保護素子又は保護回路が組み込まれているものであつて、電流が停止した場合にあつては、電流が停止してから1時間を経過するまでの間)放置したとき、発火又は破裂しないこと。
(2) 落下時の安全  充電単電池等を、高さ1000mmの地点から任意の向きでコンクリートの床に3回落下させたときに、発火又は破裂しないこと。ただし、質量が7kgを超える充電組電池及び特殊な構造の組電池にあつては、この限りでない。	(2) 落下時の安全  充電単電池等を、高さ1000mmの地点から任意の向きでコンクリートの床に3回落下させたときに、発火又は破裂しないこと。ただし、質量が7kgを超える充電組電池にあつては、この限りでない。
(3) 衝撃時の安全  充電単電池等は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。ただし、特殊な構造の組電池にあつては、この限りでない。	(3) 衝撃時の安全  充電単電池等は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液しないこと。
(略)	イ 充電単電池等を、固定治工具によつて衝撃試験機に固定し、同じ大きさの衝撃を互いに直角な三方向(X軸、Y軸、Z軸)にそれぞれ1回ずつ衝撃を加える。
(4)異常高温時の安全  (略)	ロ 充電単電池等に加える衝撃は、最初の3msの間に最低平均加速度が $735\text{m/s}^2$ となるように加速する。加速のピーク値は、 $1228\text{m/s}^2 \sim 1716\text{m/s}^2$ とする。  (4)異常高温時の安全  $20 \pm 5^\circ\text{C}$ と同温度の充電単電池を、恒温槽中に置き、恒温槽の温度を $5 \pm 2^\circ\text{C}$ /分の昇温速度で $130 \pm 2^\circ\text{C}$ まで上昇させ、10分間放置したとき、発火又は破裂しないこと。
(5) 圧壊時の安全  (略)	(5) 圧壊時の安全  充電単電池は、次の試験条件で試験を行ったとき、発火又は破裂しないこと。  イ 充電単電池を、2枚の平板間に入れ、圧壊装置によつて $13 \pm 1\text{ kN}$ の力で加圧する。  ロ 最大の圧力が得られること、試験開始時の電圧の3分の1まで急激な電圧降下を得られること、又は電池高さで10%の変形が得られること、いずれかの状況が発生した時点で加圧力を解放すること。  ハ 充電単電池にあつては、その縦軸が圧壊装置の平板と平行になるように加圧すること。充電単電池のうち角形のもの(以下「角形単電池」という。)にあつては、その縦軸の周りに $90^\circ$ 回転して同様の試験を実施し、角形単電池の長側面及び短側面の双方が加圧力を受けるようにすること。この際、1つの試料は一方方向だけに加圧力を受けるものとする。

<p>(6) 低圧時の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 低圧時の安全</p> <p>充電単電池を真空チャンバ内に置き、チャンバを閉めた後、徐々に減圧して内部の圧力を11.6kPa以下まで減圧し、その状態で6時間保持したときに、発火、破裂又は漏液しないこと。</p>
<p>(7) 過充電時の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(7) 過充電時の安全</p> <p>附表第一表2に掲げる条件で放電した単電池(機器又は組電池で使用する保護素子を装着した状態のものを含む。以下「放電単電池」という。)に対し、10V以上で使用できる電源を用いて、設計上の充電電流によつて定格容量の250%又は試験電圧に達するまで通電したとき、発火又は破裂しないこと。</p>
<p>(8) 強制放電時の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 強制放電時の安全</p> <p>放電単電池に対し、1ItAで90分間逆充電を行ったとき、発火又は破裂しないこと。</p>
<p>(9) 高率充電時の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(9) 高率充電時の安全</p> <p>放電単電池を、設計上の最大充電電流の3倍の電流で充電し、満充電になったとき又は機器若しくは組電池で使用する保護素子が動作して充電電流を遮断したときに、発火又は破裂しないこと。</p>
<p>(10) 強制的な内部短絡時の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(10) 強制的な内部短絡時の安全</p> <p>充電単電池(電解質が液体以外のものを除く。)の電極体は、次の試験の手順で試験を行ったとき、発火しないこと。なお、1回の試験につき、1つの試料を使うこととする。</p>
<p>(11) 過充電の保護機能</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(11) 過充電の保護機能</p> <p>周囲温度が<math>20 \pm 5^{\circ}\text{C}</math>である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。</p> <p>イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。</p> <p>ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。</p> <p>ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
<p>(12) 機器落下時の組電池の安全</p> <p>(略)</p>	<p>(12) 機器落下時の組電池の安全</p> <p>充電組電池は、次の試験条件で試験を行ったとき、組電池の内部において短絡が生じないこと。周囲温度が<math>20 \pm 5^{\circ}\text{C}</math>の状態において、表3の左欄に掲げる機器につき、同表の右欄に定める高さから、充電組電池をその使用を想定する機器に装着した状態で、コンクリートの床若しくは鉄板へ組電池に最も悪影響を与えると判断される落下方向へ1回落下させ、又は同等の負荷を当該組電池に与える。ただし、電池を装着した機器の質量が、携帯機器にあつては7kg超、卓上機器(携帯する可能性があるものを除く。)にあつては5kg超のものについてはこの限りではない。</p>

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について〔附属の表の2〕 新旧対照表

改正	現行																																																																																																																																																																																				
別表第八 光源及び光源応用機械器具	別表第八 光源及び光源応用機械器具																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th>適用章別</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>写真焼付器</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>マイクロフィルムリーダー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>スライド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>オーバーヘッド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>反射投影機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>ビューワー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>エレクトロニックフラッシュ</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機用ランプハウス</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>白熱電球</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>蛍光ランプ</td><td>(一般形)</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>(安定器内蔵形)</td><td>7</td></tr> <tr><td>エル・イー・ディー・ランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気スタンド</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>ハンドランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>庭園灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>装飾用電灯器具</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>その他の白熱電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>その他の放電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>エル・イー・ディー・電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>広告灯</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>検卵器</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気消毒器(殺菌灯)</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用光線治療器</td><td>(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)</td><td>5</td></tr> <tr><td></td><td>(ランプによるもの)</td><td>7</td></tr> <tr><td>充電式携帯電灯</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>複写機</td><td>(電磁誘導加熱利用のもの)</td><td>2及び4</td></tr> <tr><td></td><td>(その他のもの)</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	電気用品名等		適用章別	政令品名	省令における細部品名等		写真焼付器		5	マイクロフィルムリーダー		5	スライド映写機		5	オーバーヘッド映写機		5	反射投影機		5	ビューワー		5	エレクトロニックフラッシュ		5	写真引伸機		5	写真引伸機用ランプハウス		5	白熱電球		5	蛍光ランプ	(一般形)	6		(安定器内蔵形)	7	エル・イー・ディー・ランプ		7	電気スタンド		7	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7	ハンドランプ		7	庭園灯器具		7	装飾用電灯器具		5	その他の白熱電灯器具		7	その他の放電灯器具		7	エル・イー・ディー・電灯器具		7	広告灯		7	検卵器		7	電気消毒器(殺菌灯)		7	家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5		(ランプによるもの)	7	充電式携帯電灯		5	複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4		(その他のもの)	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th>適用章別</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>写真焼付器</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>マイクロフィルムリーダー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>スライド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>オーバーヘッド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>反射投影機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>ビューワー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>エレクトロニックフラッシュ</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機用ランプハウス</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>白熱電球</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>蛍光ランプ</td><td>(一般形)</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>(安定器内蔵形)</td><td>7</td></tr> <tr><td>電気スタンド</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>ハンドランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>庭園灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>装飾用電灯器具</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>その他の白熱電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>その他の放電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>広告灯</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>検卵器</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気消毒器(殺菌灯)</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用光線治療器</td><td>(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)</td><td>5</td></tr> <tr><td></td><td>(ランプによるもの)</td><td>7</td></tr> <tr><td>充電式携帯電灯</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>複写機</td><td>(電磁誘導加熱利用のもの)</td><td>2及び4</td></tr> <tr><td></td><td>(その他のもの)</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	電気用品名等		適用章別	政令品名	省令における細部品名等		写真焼付器		5	マイクロフィルムリーダー		5	スライド映写機		5	オーバーヘッド映写機		5	反射投影機		5	ビューワー		5	エレクトロニックフラッシュ		5	写真引伸機		5	写真引伸機用ランプハウス		5	白熱電球		5	蛍光ランプ	(一般形)	6		(安定器内蔵形)	7	電気スタンド		7	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7	ハンドランプ		7	庭園灯器具		7	装飾用電灯器具		5	その他の白熱電灯器具		7	その他の放電灯器具		7	広告灯		7	検卵器		7	電気消毒器(殺菌灯)		7	家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5		(ランプによるもの)	7	充電式携帯電灯		5	複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4		(その他のもの)	4
電気用品名等		適用章別																																																																																																																																																																																			
政令品名	省令における細部品名等																																																																																																																																																																																				
写真焼付器		5																																																																																																																																																																																			
マイクロフィルムリーダー		5																																																																																																																																																																																			
スライド映写機		5																																																																																																																																																																																			
オーバーヘッド映写機		5																																																																																																																																																																																			
反射投影機		5																																																																																																																																																																																			
ビューワー		5																																																																																																																																																																																			
エレクトロニックフラッシュ		5																																																																																																																																																																																			
写真引伸機		5																																																																																																																																																																																			
写真引伸機用ランプハウス		5																																																																																																																																																																																			
白熱電球		5																																																																																																																																																																																			
蛍光ランプ	(一般形)	6																																																																																																																																																																																			
	(安定器内蔵形)	7																																																																																																																																																																																			
エル・イー・ディー・ランプ		7																																																																																																																																																																																			
電気スタンド		7																																																																																																																																																																																			
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7																																																																																																																																																																																			
ハンドランプ		7																																																																																																																																																																																			
庭園灯器具		7																																																																																																																																																																																			
装飾用電灯器具		5																																																																																																																																																																																			
その他の白熱電灯器具		7																																																																																																																																																																																			
その他の放電灯器具		7																																																																																																																																																																																			
エル・イー・ディー・電灯器具		7																																																																																																																																																																																			
広告灯		7																																																																																																																																																																																			
検卵器		7																																																																																																																																																																																			
電気消毒器(殺菌灯)		7																																																																																																																																																																																			
家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5																																																																																																																																																																																			
	(ランプによるもの)	7																																																																																																																																																																																			
充電式携帯電灯		5																																																																																																																																																																																			
複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4																																																																																																																																																																																			
	(その他のもの)	4																																																																																																																																																																																			
電気用品名等		適用章別																																																																																																																																																																																			
政令品名	省令における細部品名等																																																																																																																																																																																				
写真焼付器		5																																																																																																																																																																																			
マイクロフィルムリーダー		5																																																																																																																																																																																			
スライド映写機		5																																																																																																																																																																																			
オーバーヘッド映写機		5																																																																																																																																																																																			
反射投影機		5																																																																																																																																																																																			
ビューワー		5																																																																																																																																																																																			
エレクトロニックフラッシュ		5																																																																																																																																																																																			
写真引伸機		5																																																																																																																																																																																			
写真引伸機用ランプハウス		5																																																																																																																																																																																			
白熱電球		5																																																																																																																																																																																			
蛍光ランプ	(一般形)	6																																																																																																																																																																																			
	(安定器内蔵形)	7																																																																																																																																																																																			
電気スタンド		7																																																																																																																																																																																			
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7																																																																																																																																																																																			
ハンドランプ		7																																																																																																																																																																																			
庭園灯器具		7																																																																																																																																																																																			
装飾用電灯器具		5																																																																																																																																																																																			
その他の白熱電灯器具		7																																																																																																																																																																																			
その他の放電灯器具		7																																																																																																																																																																																			
広告灯		7																																																																																																																																																																																			
検卵器		7																																																																																																																																																																																			
電気消毒器(殺菌灯)		7																																																																																																																																																																																			
家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5																																																																																																																																																																																			
	(ランプによるもの)	7																																																																																																																																																																																			
充電式携帯電灯		5																																																																																																																																																																																			
複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4																																																																																																																																																																																			
	(その他のもの)	4																																																																																																																																																																																			

第7章 照明器具等

改正	現行
第7章 照明器具等	第7章 照明器具等
<p>1 許容値</p> <p>(1) 照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ、エル・イー・ディー・ランプ及び光電式自動点滅器等は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかを適用する。</p> <p>(イ) 半導体を有する照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ、エル・イー・ディー・ランプ及び光電式自動点滅器等「半導体を有する」とは、次に掲げる回路に半導体素子を用いるものをいう。</p> <p>① 電源回路(単なる整流のために用いるものを除き、機器の入力電源に直接又は低インピーダンスを介して接続される半導体が該当する。)</p> <p>② 発振回路</p> <p>③ 制御回路 ただし、光導電素子は除く。</p> <p>(ロ) (イ)以外の照明器具。</p> <p>(2) ~ 5.1.1.3 略</p>	<p>1 許容値</p> <p>(1) 照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ及び光電式自動点滅器等は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかを適用する。</p> <p>(イ) 半導体を有する照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ及び光電式自動点滅器等「半導体を有する」とは、次に掲げる回路に半導体素子を用いるものをいう。</p> <p>① 電源回路(単なる整流のために用いるものを除き、機器の入力電源に直接又は低インピーダンスを介して接続される半導体が該当する。)</p> <p>② 発振回路</p> <p>③ 制御回路 ただし、光導電素子は除く。</p> <p>(ロ) (イ)以外の照明器具。</p> <p>(2) ~ 5.1.1.3 略</p>

付表7-1 負荷条件等の個別事項

政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考
	光電式自動点滅器	イ) 負荷電流は、定格の1/10とする。ただし、出力に半導体を使用している場合、負荷電流は定格とする。 ロ) 負荷は白熱灯とする。 ハ) 負荷は、点灯状態とする。	
電気スタンド		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 姿勢は、製造者の指定する姿勢とする。	
		イ) ランプは、製造者が指定したランプ	

付表7-1 負荷条件等の個別事項

政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考
	光電式自動点滅器	イ) 負荷電流は、定格の1/10とする。ただし、出力に半導体を使用している場合、負荷電流は定格とする。 ロ) 負荷は白熱灯とする。 ハ) 負荷は、点灯状態とする。	
電気スタンド		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 姿勢は、製造者の指定する姿勢とする。	

家庭用つり下げ型蛍光灯器具		を用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 蛍光灯器具が安定する姿勢で操作が容易な状態とする。		家庭用つり下げ型蛍光灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 蛍光灯器具が安定する姿勢で操作が容易な状態とする。	
ハンドランプ		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		ハンドランプ		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
エル・イー・ディー・ランプ		イ) ランプは、安定した点灯状態とする。		庭園灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
庭園灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		家庭用光線治療器		・ ランプは、安定した点灯状態とする。 ・ ランプは、安定した点灯状態とする。	
家庭用光線治療器		・ ランプは、安定した点灯状態とする。 ・ ランプは、安定した点灯状態とする。			安定器内蔵形蛍光ランプ		
白熱電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		白熱電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
放電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		放電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
エル・イー・ディ・電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		広告灯		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
広告灯		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		電撃殺虫器		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。 ニ) 電撃格子に負荷を加えない。	
電撃殺虫器		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。 ニ) 電撃格子に負荷を加えない。		調光器		イ) 定格負荷の白熱灯を負荷とする。 ロ) 負荷は、点灯状態とする。 ハ) 機器が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
調光器		イ) 定格負荷の白熱灯を負荷とする。 ロ) 負荷は、点灯状態とする。 ハ) 機器が、安定する状態で操作が容易な状態とする。					